

令和7年7月10日

職員の懲戒処分の公表

市では、下記のとおり職員の懲戒処分を行ったので公表します。

記

被処分者 保健福祉部 係長 (男・34歳)

処分日 令和7年7月10日

処分内容 減給10分の1 1か月

事案の概要 令和5年4月から令和7年5月までの間、自身の通勤方法について、虚偽の届出をし、通勤手当を不正に受給したものの。
このことは、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号に該当するものであり、令和7年7月10日から1か月間の減給処分に付するものである。

令和7年7月10日

職員の懲戒処分の公表

市教育委員会では、下記のとおり職員の懲戒処分を行ったので公表します。

記

被処分者 教育部 主任 (女・54歳)

処分日 令和7年7月10日

処分内容 減給10分の1 1か月

事案の概要 令和4年10月から令和7年5月までの間、自身の通勤方法について、虚偽の届出をし、通勤手当を不正に受給したもの。
このことは、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号に該当するものであり、令和7年7月10日から1か月間の減給処分に付するものである。

本市職員の懲戒処分にかかる市長コメント

今回の事案は、市の信用を損ねる極めて重大な事態であると認識しており、市民の皆様、関係者の皆様に深くお詫び申し上げます。今後このようなことのないよう、職員に対して服務規律の遵守を改めて周知するなど再発防止を徹底し、信頼回復に努めてまいります。

令和7年7月10日

高石市長 畑 中 政 昭